

令和8年度 中央区商工業融資のご案内



写真提供：一般社団法人中央区観光協会

中央区の制度融資とは

中央区では、中小企業の振興を図るため、中央区内の中小企業を対象に、経営の安定や設備の導入等に必要な事業資金について、区が利子補給をすることにより中央区指定金融機関から低利で融資を受けることができる「あっせん融資制度」を設けています。

※金融機関および信用保証協会の審査の結果、融資を受けられない場合があります。

基本要件

- ①中央区内に事務所または事業所を有し、中央区内で同一事業を継続して1年以上営んでいること
- ②税金を滞納していないこと
- ③法人の場合は、中央区に事業所登記があること
- ④信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- ⑤必要な許認可を受けていること

【注意】登記地が中央区内であっても、事業実態が中央区内がない場合は、基本要件に該当しません。

※事業所が「法人登記および住所利用」や「郵便物の受け取り」のみに限定されたバーチャルオフィス契約の場合は、基本要件に該当しません。詳しくは6ページの*3をご覧ください。

オンライン予約をぜひご利用ください！

区ホームページ掲載のオンライン予約サイトより面談予約を受け付けております。従来の電話、来庁による予約も受け付けております。

※以下に該当する場合は電話、来庁による予約のみとなります。

- ・当日予約（空きがある場合のみ）
- ・創造支援資金または事業承継資金の申込み
- ・経営相談員の指名
- ・今回の融資に係る初回面談がお済みの方

オンライン
予約サイト



融資利率を改定します

☆融資利率を1.8%⇒2.0%に改定します。（令和8年4月1日融資実行分から）

改定による引上げ分については、全額利子補給利率に上乗せします（本人負担利率は変わりません）。

【ご面談は予約制です】

中央区 区民部 商工観光課相談融資担当 TEL 03(3546)5330 直通
〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所7階 FAX 03(3546)2097

区の商工業融資



申込みから融資実行・保証料補助まで

金融機関と事前相談をしたうえ、予約をしてください。

①面談予約

オンライン予約サイト、電話または来庁にて予約をしてください。

②専門の経営相談員による面談

経営者ご自身または申込企業の経営内容を熟知した方が、中央区役所7階の商工観光課(相談融資担当)にお越しください(金融機関・税理士等の代理申請は不可)。経営状況、借入れの必要性等を伺ったうえで、融資あっせんに係る必要書類について説明します。

※融資申込意思確認のため、②または③において法人代表者(個人の場合は事業主)の来庁が必要です。

持参書類

- 法人：決算書・申告書一式*1(別表・科目明細含む) 直近2期分(原本)
決算期翌月から最近までの月次試算表または月別の売上がわかる資料
(決算後3か月以上経過している場合)
事業所の賃貸借契約書(原本)または自己所有確認書類*2
登記簿謄本(コピー可)
- 個人：確定申告書 直近2期分(原本)
1月から最近までの売上高がわかる資料
事業所の賃貸借契約書(原本)または自己所有確認書類*2
- 創業：創業計画書
自己資金を証明する資料(創業前の場合)
事業所の賃貸借契約書(原本)または自己所有確認書類*2
登記簿謄本(法人で創業済みの場合、コピー可)
確定申告書(申告している場合) 直近1期分(原本)

*1 決算書・申告書は原本(電子申告の場合は受信通知メール詳細を添付)
*2 固定資産税納税通知書(1・2枚目)等のコピー

借換資金(新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)は③④の流れが省略されます。6ページ掲載の書類をご準備いただきご来庁ください。

③書類提出《要予約》

初回面談時に説明のあった提出書類を、初回と同じ経営相談員に提出してください。証明書類等は金融機関や保証協会の申込書類になるため、あつ旋状交付時にお返しします。

④事業所訪問

担当の経営相談員が必要に応じて、融資申込みのあった事業所を確認のために訪問することがあります(中央区の制度融資を初めて利用する場合等)。

⑤あつ旋状交付

あつせん手続完了後、電話でご連絡します。あつ旋状と証明書類等を商工観光課窓口でお受け取りください。

⑥あつ旋状等金融機関提出

⑤のあつ旋状と証明書類等を、融資を受けようとする中央区指定金融機関窓口へ提出し、融資申込みをしてください。

⑦保証申込

金融機関の審査を経て、金融機関が信用保証協会へ保証を申し込みます。

⑧保証可否通知

信用保証協会が金融機関へ、保証の可否を通知します。

⑨融資実行

金融機関および信用保証協会の審査により、融資額が減額されたり、融資を受けられない場合があります。

⑩あつせん結果等の報告

金融機関が区へ、あつせん結果および保証料について報告をします。

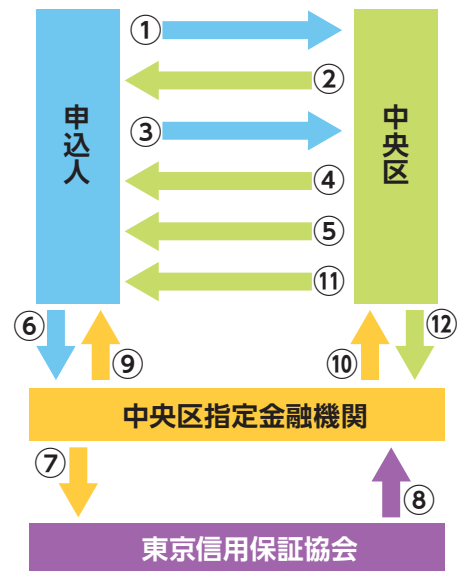
⑪保証料補助金交付決定

⑩の報告後、区から融資申込人へ保証料補助金交付決定通知書を送付し、融資実行口座に保証料補助金を振り込みます。

⑫利子補給

区が金融機関へ、利子補給を行います。

初回面談から融資実行までの期間は、金融機関の審査、保証協会利用の有無、事業内容、業績等によって異なります。また、中央区の制度融資を初めて利用する方や創業の場合はさらに時間がかかりますので、余裕を持って面談予約・融資申込みを行ってください。



信用保証協会

中小企業が金融機関から事業資金を借り入れる場合、中小企業者の保証人となってその借入れを容易にし、事業の健全な発展を支援する公的機関です。保証は、資金使途、財務内容、経営者、返済能力等の審査を経て可否決定されます。

繰上償還時の保証料

繰上償還により保証協会から保証料が返戻された場合は、返戻金のうち区の補助金相当額をお返しいただきます。返還されない場合は以後、中央区の制度融資を利用できません。

利子補給の終了

融資実行後に登記または事業所を区外へ移転した場合は、移転後の利子補給はできません。

借換資金(新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)

保証料補助手続きのお願い

借り換えに伴い保証協会から返戻される保証料と、今回の融資にかかる保証料との差額分を補助します。補助を受けるには、借換資金実行後に信用保証協会から事業者のもとに届く「返戻保証料の振込についてのご案内」または「保証料返戻のお知らせ」のコピーを区役所に提出する必要があります。

これらの書類を提出されない場合は、保証協会から返戻される保証料のうち、区の補助金相当額を中央区に返還していただきます。

令和8年度中央区商工業融資制度一覧

基本要件

- ① 中央区内に事務所または事業所を有し、中央区内で同一事業を継続して1年以上営んでいること*
- ② 税金を滞納していないこと
- ③ 法人の場合は、中央区に事業所登記があること
- ④ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- ⑤ 必要な許認可を受けていること

| 種別 | 制度融資名 | 限度額 差額 | 資金 用途 | 申込要件 | 区分 | 融資 限度額 | 融資利率 年2.0% | | 返済 期間 | 保証料 補助 | 信用 保証 | 担保 | |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------|--|--|--|--|---------------------------|-----------------------|---------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|--|------|
| | | | | | | | 利子補給利率 ()内は優遇利率適用時の利率 | 本人負担利率 | | | | | |
| 継続支援資金融資 | 運転資金 | ○ | 運転資金 | 基本要件と同じ。 ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可) | 一般区民 | 2,500万円 2,700万円 | 年1.1% (年1.2%) | 年0.9% (年0.8%) | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 3分の2 | 原則として要する(保証人については東京信用保証協会の規定に準ずる) | (店舗・工場等小規模再開発資金・団体資金は必要に応じて有担保) 原則として、既存の保証付融資額との合計が八千万円以下の場合には無担保。八千万円超の場合には有担保。 | |
| | 小規模企業資金 | × | | | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.7% (年1.8%) | 年0.3% (年0.2%) | | 全額 | | | |
| | 設備資金 | 一般設備資金 | ○ | 設備資金 | 基本要件と同じ。 ○生鮮三品=青果・食肉・鮮魚の食品小売店を営む方 ○公害対策=アスベスト除去工事、公害防止設備等導入の場合 ○省エネ対策=省エネ設備の導入や建物の緑化工事等を行う場合 ○資本1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可) | 一般区民 | 2,600万円 3,000万円 | 年1.1% (年1.2%) | 年0.9% (年0.8%) | 9年以内 (据置6か月以内を含む) | | | 3分の2 |
| | | 生鮮三品 公害対策 省エネ対策 | ○ | | | 3,000万円 | 年1.7% | 年0.3% | 全額 | | | | |
| | | 小規模企業資金 | × | | | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.8% | 年0.2% | | | | 全額 |
| | 小規模企業特例緊急運転資金 | × | ○ | 運転資金 | 基本要件と同じ。かつ ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 | 一般区民 | 300万円 | 年1.95% | 年0.05% | 2年以内 (据置3か月以内を含む) | | | 全額 |
| | 年末特別資金 | × | ○ | 運転資金 | 基本要件と同じ。 ○年末年始に関する資金(賞与、年末仕入等) ※受付開始 令和8(2026)年10月1日(木) | 一般区民 | 300万円 | 年1.5% (年1.6%) | 年0.5% (年0.4%) | 11か月以内 (据置1か月以内を含む) | | | 全額 |
| 創造支援資金融資 | 創造支援資金 | × | ○ | ○事業を営んでいない個人で、中央区内で創業する者または中央区内で創業して1年未満の事業者(創業予定の場合は、融資と同額以上の自己資金があり、融資実行日から1か月以内に個人で、または2か月以内に法人で創業すること) ○分社化=中央区内中小企業者である法人が、事業の全部または一部を継続しつつ、新たに中央区内で法人を設立すること、または設立して1年未満であること(いずれもその法人が新設法人の筆頭株主であること) ○事業転換または事業の多角化を中央区内で行う中小企業者 | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.7% (年1.8%) | 年0.3% (年0.2%) | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 全額 | | | |
| | 店舗・工場等 小規模再開発資金 | × | ○ | ○対象物件が中央区内であること ○敷地面積 1敷地の場合100㎡(特例50㎡)以上 2以上の敷地の場合165㎡(特例100㎡)以上 ○建物の1の階の全部または延べ床面積の30%以上を営業を行う店舗・工場とし、延べ床面積の20%以上を住宅として、完成後居住すること | 創業前は自己資金の範囲内 | 10,000万円 | 年1.1% | 年0.9% | | | 10年以内 (据置6か月以内を含む) | 3分の2 | |
| 応援資金融資 | 経営改善支援資金 | ○ | ○ | ○最近3か月または1年間の売上高・生産額が前年同期と比較して減少していること、またはセーフティネット保証1~8号のいずれかの要件に該当していること ①連鎖倒産防止 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 ③突発的災害(事故等) ④突発的災害(自然災害等) ⑤業況の悪化している業種 ⑥取引先金融機関の破綻 ⑦金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 ⑧金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.7% (年1.8%) | 年0.3% (年0.2%) | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 一般:3分の2 区民:全額 | | | |
| | 事業承継資金 | × | ○ | 3年以内に中央区内で事業承継を予定していること、または中央区内で事業承継後5年以内であること ※M&Aは対象になりません | 一般区民 | 2,000万円 | 年1.7% | 年0.3% | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 全額 | | | |
| | 借換資金 (新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金) | × | ○ | ○中央区新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の返済中であること | 一般区民 | 1,000万円 1,200万円 | 年1.7% (年1.8%) | 年0.3% (年0.2%) | 7年以内 (据置12か月以内を含む) | 全額 | | | |
| | 災害復旧資金 | × | ○ | ○火災および風水害等により損失を受け、り災証明等の交付を受けた方(災害救助法の適用を受けた場合を除く) | 一般区民 | 1,000万円 1,200万円 | 年1.7% (年1.8%) | 年0.3% (年0.2%) | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 一般:3分の2 区民:全額 | | | |
| | 団体資金 | × | ○ | ○中小企業者で組織された商工団体で、構成員の3分の2以上が区内に事業所を有すること ○団体設立後、1年以上の営業実績を有すること ○構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象業種を営んでいること 以上のすべての要件を満たす法人格を有する組合、および区長が必要と認めた任意団体 | 法人任意 法人任意 | 3,000万円 1,500万円 5,000万円 2,500万円 | 年1.3% | 年0.7% | 6年以内(据置6か月以内を含む) 10年以内(据置6か月以内を含む) | 法人:全額 任意団体は保証対象外 | | | |
| | 区融資一本化 | × | ○ | ○複数の中央区あっせん融資をまとめること ○元金返済実績1年以上のものを1つ以上含めること | 一般区民 | 2,500万円(融資残高と新規資金500万円までの合計額の範囲内) | 年1.1% | 年0.9% | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | なし | | | |
| 小口資金融資 (※全国統一保証制度 責任共有対象外) | 運転資金 | ○ | 運転資金 | ○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可) | 一般区民 | 2,000万円 | 年1.1% (年1.2%) | 年0.9% (年0.8%) | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 3分の2 | | | |
| | 小規模企業資金 | × | | | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.7% (年1.8%) | 年0.3% (年0.2%) | | 全額 | | | |
| | 設備資金 | 一般設備資金 | ○ | 設備資金 | ○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○継続支援資金融資中の「設備資金(生鮮三品、公害対策、省エネ対策)」資格要件と同じ ○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可) | 一般区民 | 2,000万円 | 年1.1% (年1.2%) | 年0.9% (年0.8%) | 9年以内 (据置6か月以内を含む) | 全額 | | |
| | | 生鮮三品 公害対策 省エネ対策 | ○ | | | 2,000万円 | 年1.7% | 年0.3% | | | | | |
| | | 小規模企業資金 | × | | | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.8% | 年0.2% | | | | |
| | 経営改善支援資金 | ○ | ○ | ○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○応援資金融資中の「経営改善支援資金」資格要件と同じ | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.7% (年1.8%) | 年0.3% (年0.2%) | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 一般:3分の2 区民:全額 | | | |
| | 事業承継資金 | × | ○ | ○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○3年以内に中央区内で事業承継を予定していること、または中央区内で事業承継後5年以内であること ※M&Aは対象になりません | 一般区民 | 2,000万円 | 年1.7% | 年0.3% | 7年以内 (据置6か月以内を含む) | 全額 | | | |
| 借換資金 (新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金) | × | ○ | ○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○中央区新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の返済中であること | 一般区民 | 1,500万円 2,000万円 | 年1.7% | 年0.3% | 7年以内 (据置12か月以内を含む) | 全額 | | | | |

※同じ制度融資の重複利用はできません。※小口資金融資は継続支援資金融資の運転資金、設備資金および応援資金融資の経営改善支援資金の限度額に含まれます。※一般:代表者が中央区外に居住していること 区民:代表者が中央区内に住民登録していること *バーチャルオフィスなど、登記や住所の利用のみで、事業実態が中央区内にはない場合は基本要件の対象外 ※創造支援資金の場合は、創業時点での事務所がバーチャルオフィスの場合は対象外

〔申込受付期間〕 令和8(2026)年4月1日(水)から令和9(2027)年3月31日(水)まで(年末特別資金は10月1日(木)から受付開始)

〔融資利率〕 年2.0%(年度途中で変更される場合があります)

〔返済方法〕 元金均等月賦返済または一括返済(返済期間1年以内の短期融資の場合)

〔中小企業〕

| | 業種 | 資本金規模・従業員規模 |
|------|-----------|-------------------|
| 中小企業 | 製造業・その他業種 | 3億円以下 または 300人以下 |
| | 卸売業 | 1億円以下 または 100人以下 |
| | 小売業 | 5千万円以下 または 50人以下 |
| | サービス業 | 5千万円以下 または 100人以下 |

〔小口資金対象事業者〕

中小企業者のうち、小口零細企業に該当するもの従業員20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)

〔小規模企業資金対象事業者〕

資本金1,000万円以下かつ従業員10人以下(卸・小売・サービス業は4人以下)

臨時の使用者、会社役員および個人事業における家族従業員は従業員に含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業上不可欠な人員は従業員数に含みます。

〔責任共有制度〕

中央区商工業融資は原則として保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。ただし、小口資金融資、創業保険適用の融資については、責任共有対象外であり保証協会の100%保証となります。

〔運転資金〕

日常の営業活動で必要になる資金

商品仕入、買掛金・支払手形の決済、人件費、外注費、リース料、家賃支払等

×あっせんできないもの 生活資金、税金、借入金の借換に要する資金、投資目的の資金、使途不明瞭な資金等

〔設備資金〕

固定資産として計上する資金

機械器具・装置・車輛の購入資金、事業所・店舗等の改修資金、事業所・店舗等の保証金・敷金(創造支援資金を除く)等
※税金を除いた金額であっせんします。

×あっせんできないもの 土地・建物購入資金、建物新築資金(店舗・工場等小規模再開発資金を除く)、既に支払い済みの設備資金等

〔公害防止設備・省エネ対策に要する設備資金〕

次の①～③のいずれかに該当する事業所

①公害の発生を防止するため、低公害車の購入や区内の工場・指定作業場等の改修(機械器具類の購入・修理を含む)を行う場合
※低公害車=電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、燃料電池自動車、九都県市指定低公害車

②省エネルギー対策(エネルギー(=燃料ならびに熱および電気)の使用の合理化)

③環境への負荷を減らすためのエコ対策(建物の緑化工事等)

〔創造支援資金(創業に係るもの)〕

対象者:創業時点で国内外問わず事業を営んでおらず、中央区内で初めて創業する方(中央区内に事務所または事業所を有すること)で、かつ法人の場合は原則として中央区内で初めて登記する方。

×あっせんできない方 中央区外で創業して中央区内に移転した方。中央区外で法人登記し、中央区内に移転登記した方。事業収入があり、確定申告が必要な方。

〔創造支援資金(分社化に係るもの)〕

対象者:中央区内中小企業者で、事業を継続しつつ、その法人が筆頭株主となり、中央区内に新たな法人を設立するもの。

×あっせんできないもの 代表者・役員である個人が出資し、その個人が新設法人の筆頭株主となる場合等

〔事業承継資金〕

対象者:中央区内中小企業者で、3年以内に事業承継することを予定している、または事業承継を行ってから5年を経過していない事業者。

×あっせんできないもの M&A(吸収合併や株式譲渡による買収等)を行う法人等

〔限度額差額〕

運転資金・設備資金・経営改善支援資金は、融資限度額まで貸付を受けなかった場合、当初融資実行額と融資限度額の差額について、再度融資あっせんの申込みができます。現在残高との差額ではありません。

また、小口資金融資は継続支援資金融資の運転資金、設備資金および応援資金融資の経営改善支援資金の限度額に含まれます。

〔他資金との併用〕 他資金との併用は可能です。ただし、小規模企業資金は他の小規模企業資金との重複利用はできません。

〔優遇利率適用事業所〕

次の①～⑦のいずれかに該当する事業所 ※申込事業所での加入が必要です。

①町会・自治会、防災区民組織、中央区観光協会に加入している事業所

②中央区商店街連合会、中央区工業団体連合会の加盟団体に加入している事業所

③中央区、町会・自治会、防災区民組織と災害時支援協定を締結している事業所

④「高齢者雇用企業奨励金」の交付決定を受けた日から1年以内の事業所

⑤消防団協力事業所

⑥ワーク・ライフ・バランス認定企業

⑦中央エコアクト取組事業所(ブロンズランク以上が付与された事業所)

提出書類

2ページ③書類提出時に以下の書類を提出していただきます。コロナ借換は2ページ②専門の経営相談員による面談時にすべての書類を用意してください。また、ご提出いただいた証明書類等は、金融機関や保証協会の申込書類になりますので、あつ旋交付時にお返しします。

| 法人 | | 個人 | | 一般 | コロナ借換 |
|--|---|----|--|----|-------|
| 融資あつ旋申込書 | | | | ○ | ○ |
| 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)*1 | 前年の確定申告書(控)のコピー | | | ○ | ○ |
| 印鑑証明書(法人・代表者個人)*1 | 印鑑証明書(本人)*1 | | | ○ | ○ |
| 納税証明書*1 ・法人都民税・法人事業税直近1期分 ・法人税(その1)直近1期分(保証協会初回利用時) | 納税証明書*1*2 ・特別区民税・個人事業税直近1期分 ・所得税(その1)直近1期分(保証協会初回利用時) | | | ○ | |
| 決算書・申告書一式 直近1期分 | | | | ○ | |
| 決算翌月から最近までの月次試算表 または月別の売上高がわかる資料 (直近の決算後3か月以上経過している場合) | あつせん申込みする年の1月から最近までの 売上高確認書類 | | | ○ | |
| 許可・認可証のコピー(許認可が必要な事業所) | | | | ○ | |
| 事業所賃貸借契約書*3と直近の家賃領収書等のコピー 自己所有の場合、自己所有確認書類のコピー*4 | | | | ○ | ○ |
| 見積書等のコピー(設備資金申込みの場合) | | | | ○ | |
| 在留資格・在留期間が記載された住民票または在留カードのコピー (法人代表者または個人事業主が外国人の場合) | | | | ○ | ○ |
| 借換依頼書・借換同意書 *5 | | | | | ○ |
| 法人実印(持ち出し可能な場合) | 個人実印(持ち出し可能な場合) | | | ○ | ○ |

*1 証明書類は発行日より3か月以内のものに限ります(コピー可)。

*2 個人事業主の方が中央区民ではない場合、中央区において事務所、事業所、家屋敷課税にかかる均等割の納税証明書類が必要です。

*3 事業所がシェアオフィス・コワーキングスペースの場合、契約されているプラン内容が明確にわかる資料(申込用紙控、オフィス利用規約等)をすべてお持ちください。**実質的・継続的に事業を行うことができない契約内容の場合、基本要件に該当しません(法人登記のみで利用されている契約、座席のスポット予約による利用、簡易的な会議室のみの利用等、事業場所を固定利用契約していない状態)。**

*4 事業所が自己所有の場合は、「固定資産税都市計画税納税通知書」と「固定資産税・都市計画税課税明細書」をお持ちください。自己所有とは、法人代表者およびその親族等の所有を含みます。

*5 借換依頼書は、融資を申し込む金融機関から取得してください。

他の金融機関からの借入金を借り換える場合は、借換同意書を借入れのある金融機関から取得してください。

〔小口資金融資〕 信用保証協会に利用状況を照会するための「情報提供に関する同意書」

〔創造支援資金〕 ①創業計画書または事業計画書(分社化・多角化・事業転換の場合)

②職務経歴書

③住民税の納税証明書

④雇用証明書または源泉徴収票のコピー

⑤自己資金を証明する資料(預金通帳、事前導入事業用設備の領収書のコピー等)

⑥法人設立届または開業届(既に創業している場合)

〔事業承継資金〕 事業承継計画書

〔経営改善支援資金〕 次の①、②のいずれか

①経営改善支援資金融資対象該当届

②中小企業信用保険法に基づく認定書のコピー(認定を受けた場合)

またはセーフティネット保証の要件に該当する証明となるもの

〔災害復旧資金〕 リ災証明書等

上記以外にも、担当の経営相談員との面談や金融機関および信用保証協会の審査の過程で、必要な資料を提出していただくことがあります。

優遇利率適用のご案内 すてきなまちづくりに貢献している中小企業を応援します

町会・自治会等への加入、中央エコアクトへの継続的な参加等の、5ページ〔優遇利率適用事業所〕に該当している事業所に対し、中央区制度融資における本人負担利率の優遇を行っています。

町会・自治会による地域との連携

町会・自治会では、いざという時に備えた防災・防犯活動、きれいなまちづくりのための環境美化活動、会員相互の各種レクリエーションなど安全で安心して暮らせるまちづくりの推進や良好なコミュニティ形成のため、地域の特性や会員のニーズに応じた活動を行っています。

| | | |
|-----------------------|---|--------------------------------|
| ●町会・自治会に 関するお問い合わせ | 【京橋地域】区民部地域振興課 | ☎03(3546)5336 |
| | 【日本橋地域】日本橋特別出張所 | ☎03(3666)4251 |
| | 【月島地域】(晴海地区を除く)月島特別出張所 (晴海地区)晴海特別出張所 | ☎03(3531)1151 ☎03(3520)8096 |

中央エコアクトへの参加と省エネに向けた取り組み

中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)へ参加したうえで、事業所で行っている省エネの取り組みを継続的に実施すると、取組内容に応じてランクが付与されます。ランクアップすると、制度融資における優遇利率適用等のメリットを受けることができます。

※制度融資における優遇利率の適用を受けるためには、あつ旋申込時点でブロンズランクに達している必要があります。ブロンズランクに達するには、中央エコアクトでの4か月以上の所定の取り組みが必要です。

| | | |
|------------------------|-------------------|---------------|
| ●中央エコアクトに関する お問い合わせ | 環境土木部環境課ゼロカーボン推進係 | ☎03(3546)5628 |
|------------------------|-------------------|---------------|

中小企業信用保険法に基づく認定申請

セーフティネット保証1～8号の認定申請を受け付けています。区の認定を受けると、信用保証協会の保証枠が増設され、通常の保証限度額とは別枠で保証を受けることができます。中央区の全ての制度融資で認定を利用できます。(信用保証協会の審査により、この保証を受けられない場合があります。)
詳しくはお問い合わせください。

商工相談(窓口経営相談) 区役所で相談員が経営のお悩みをお伺いします

中央区内中小企業の方を対象に、中小企業診断士による経営相談を実施し、平日午前9時から午後5時までの間、無料で相談をお受けしています。何度でもご利用できます。

※中央区内で創業予定の方もご利用いただけます。

申込書は中央区ホームページからダウンロードできます。

FAX(03-3546-2097)またはメール(syoko_03@city.chuo.lg.jp)にてお申込みください。



出張経営相談 事業でのギモン・創業へのモヤモヤを中小企業診断士がサポートします

中央区内中小企業の方や、中央区内で創業予定の方を対象に、区が委託した中小企業診断士を事業所等に派遣する出張経営相談を実施しています。相談内容に応じた中小企業診断士により、年度内3回(創業予定の方、または創業後5年未満の方は5回)まで無料で相談をお受けしています。

〔利用対象者〕

法人:中央区内に法人登記および事業所がある中小企業者

個人事業主:中央区内に住所または事業所がある中小企業者

(区民の方は、事業所が都内であれば相談を受けられます。)

創業者:法人登記や開業の届出等、事業行為をされていない、中央区内で創業予定の方
または、中央区で創業して5年未満の中小企業者

☆中央区ホームページの依頼フォームからお申込みください。

フォームでの申請が困難な方は、電話(03-3546-5330)でお問合せください。

出張経営相談



区の創業支援事業



特定創業支援等事業による創業者支援

「出張経営相談(創業予定の方、または創業後5年未満の方に限ります)」または「起業家塾」を活用し(1か月以上4回以上)経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を習得していただくと、特定創業支援等事業を受けたことの証明書を取得できます。本証明書を取得された方は優遇措置として、登録免許税の軽減、創業関連保証の特例等を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

〈注意〉証明書交付申請時において、創業後5年を経過した方は証明書を発行することができません。なお、申請期限は相談終了日の翌日から起算して1年以内です。

中央区指定金融機関一覧 (令和8(2026)年4月1日現在)

銀行

| 金融機関名 | 本・支店 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|-----------|------------------------|--|
| みずほ銀行 | 京橋 | 京橋2-7-19 | 法人営業オフィス 6631-9545 |
| | 銀座通 | 銀座4-2-11 | |
| | 銀座 | | |
| | 銀座中央 | 入船3-2-10 | |
| | 築地 | | |
| | 日本橋 | 日本橋室町4-3-18 | |
| | 小舟町 | 日本橋小舟町8-1 | |
| | 横山町 | 日本橋兜町4-3 | |
| 兜町 | | | |
| 新川 | | | |
| 三菱UFJ銀行 | 京橋 | 銀座1-7-3 | 3535-2311 |
| | 京橋中央 | | 3535-7050 |
| | 銀座通 | 銀座8-9-1 | 3573-4083 |
| | 築地 | | 3573-4084 |
| | 銀座 | | 3573-4082 |
| | 八重洲通 | 新富1-18-1 | 5566-2290 |
| | 新富町 | | 3551-9641 |
| | 日本橋 | | 3272-5151 |
| | 日本橋中央 | 日本橋本石町1-3-2 | 3272-3011 |
| | 室町 | | 3241-1251 |
| | 大伝馬町 | 日本橋大伝馬町8-1 | 3661-2121 |
| | 堀留 | | 3661-1201 |
| 月島 | 勝どき2-9-15 | 3531-0211 | |
| 三井住友銀行 | 京橋 | 銀座6-10-1 GINZA SIX 7F | 個人の方 0570-043-195 法人の方 0570-046-760 |
| | 銀座 | | |
| | 築地 | | |
| | 人形町 | 日本橋室町2-1-1 | |
| | 神田駅前 | | |
| | 日本橋 | | |
| | 浅草橋 | | |
| 東京中央 | | | |
| 日本橋東 | | | |
| りそな銀行 | 東京中央 | 八重洲2-1-1YANMAR TOKYO4F | 3276-6611 |
| | 日本橋 | 日本橋1-4-1 | 3278-1281 |
| | 室町 | | 3279-4411 |
| きらぼし銀行 | 日本橋 | 日本橋3-5-14 | 日本橋支社 3272-2393 |
| | 八丁堀 | | |
| | 新橋法人営業部 | | |
| | 東日本橋 | 茅場町2-10-5 | 3662-1171 |
| | 茅場町 | | 3666-1551 |

銀行

| 金融機関名 | 本・支店 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|----------|----------------------------|-----------|
| 横浜銀行 | 東京 | 日本橋2-7-1 | 3272-4171 |
| 北陸銀行 | 東京 | 日本橋室町3-2-1 日本橋室町三井タワー5F | 3241-7771 |
| 東日本銀行 | 本店 月島 | 日本橋3-11-2 Hi-gs日本橋4F | 4362-6140 |
| 千葉興業銀行 | 東京 | 日本橋堀留町2-3-3 堀留中央ビル5F | 5695-1311 |

政府系金融機関

| 金融機関名 | 本・支店 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|----------|------------|-----------|
| 商工組合中央金庫 | 本店 神田 | 八重洲2-10-17 | 3272-6111 |

信用金庫

| | | | |
|-----------|--------------------|------------------------------|-----------|
| 朝日信用金庫 | 日本橋 | 日本橋茅場町1-2-18 日本ビルディング別館7F | 3663-0650 |
| 興産信用金庫 | 人形町 | 日本橋人形町2-14-14 | 3668-5951 |
| さわやか信用金庫 | 銀座 | 銀座6-14-5 東武銀座第1ビル3F | 5565-0530 |
| | 東日本橋 | 日本橋小伝馬町14-4 | 3661-9751 |
| | 日本橋 | 日本橋茅場町3-10-9 | 3667-6011 |
| 東京シティ信用金庫 | 京橋 | 八丁堀2-12-7 ユニデン八丁堀ビル2F | 3551-6361 |
| | 本店 | 日本橋室町1-9-14 | 3279-4321 |
| | 日本橋 | 日本橋浜町2-13-6 | 3663-8661 |
| 芝信用金庫 | 日本橋 | 日本橋堀留町1-2-13 | 5652-1141 |
| 西京信用金庫 | 銀座 | 銀座1-5-12 | 6228-7177 |
| | 八重洲口営業部 | | |
| 西武信用金庫 | 日本橋 | 日本橋3-1-2 NTA日本橋ビル2F | 5201-3011 |
| 城南信用金庫 | 銀座 | 銀座1-18-8 | 3535-2411 |
| 昭和信用金庫 | 京橋 | 新富2-4-2 | 3552-4091 |
| 東京信用金庫 | 日本橋 | 日本橋小伝馬町4-2 | 3663-1691 |
| 城北信用金庫 | 中央 | 築地3-16-11 | 3543-0551 |
| | 日本橋 ^(※) | 東日本橋3-7-16 | 3663-1791 |

信用組合

| | | | |
|----------|-----|----------------|-----------|
| 文化産業信用組合 | 本店 | 千代田区神田神保町1-101 | 3292-2711 |
| 中ノ郷信用組合 | 京橋 | 湊3-6-9 | 3552-9751 |
| 大東京信用組合 | 銀座 | 銀座2-12-9 | 3542-8051 |
| 第一勲業信用組合 | 東銀座 | 銀座6-14-8 | 3543-6921 |

関係機関一覧 (令和8(2026)年4月1日現在)

| | | |
|-----------------------------|------------------------------|----------------|
| 東京信用保証協会 八重洲支店 | 中央区銀座6-17-1(銀座6丁目-SQUARE12階) | (6264) 1830 |
| 東京都産業労働局金融部 | 新宿区西新宿2-8-1(都庁第一庁舎) | (5320) 4877 |
| 東京都中小企業振興公社 | 千代田区神田佐久間町1-9 | (3251) 7881 |
| 東京商工会議所中央支部 | 中央区銀座1-25-3(京橋プラザ3階) | (3538) 1811 |
| 日本政策金融公庫東京中央支店 国民生活事業 | 中央区新川1-17-28 | (0570) 026103 |
| 日本政策金融公庫東京支店中小企業営二事業 中小企業事業 | 千代田区大手町1-9-4 | (3270) 7994 |
| 京橋税務署 | 中央区新富2-6-1 | (4434) 0011(代) |
| 日本橋税務署 | 中央区日本橋堀留町2-6-9 | (3663) 8451(代) |
| 中央都税事務所 | 中央区新富2-6-1 | (3553) 2151(代) |
| 東京法務局 | 千代田区九段南1-1-15(九段第2合同庁舎) | (5213) 1234(代) |

(※)城北信用金庫の日本橋支店は令和8年4月6日に東日本橋1-1-7 京王東日本橋ビル3F(6231-1003)に移転予定